



TEL:0776-22-2903(総務課) TEL:0776-22-7363(電材課)

FAX:0776-23-1250(総務課) FAX:0776-22-7262(電材課) E-MAIL:info@fkidenko.or.jp

PCB廃棄物等の期限内処理について

◆◆PCBは法律で定められた期限までに処分しなければなりません◆◆

● PCBとは？

主に業務用の電気機器や照明器具（安定器）に使用されていた有害な油です。その後、有害性が判明したため、1977年に製造中止されましたが、今もなお多くの機器が残っていると思われます。

PCB廃棄物の処分には期限が定められており、現在使用中のものも廃棄して期限までに処分を委託する必要があります。

処分期限を越えると命令・罰則の対象となりますので、計画的な廃棄・処分に向け、早めの準備をお願いします。

処分期限までのカウントダウンはこちら

⇒【PCB早期処理情報サイト】<http://pcb-soukishori.env.go.jp>

※古いビルや工場をお持ちの方は古い建物にはPCBを使用した機器が残っている場合があります。

※PCB特別措置法についてのお問合せ窓口

福井県安全環境部 循環社会推進課 廃棄物対策グループ TEL：0776-20-0382

（担当：長谷川）

【古い電気機器はPCB含有の確認が必要です】

PCBは法律で定められた期限までに処分しなければなりません

● PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは？

主に業務用の電気機器に使用されていた油です。その後、**有害性**が判明したため製造中止されましたが、**1977年（昭和52年）までに建設された建物には、今もなお多くの機器が残っています。**

● 処分期限はいつ？

- ・ 高濃度PCB【変圧器・コンデンサー】 ⇒ 2022年3月31日
- ・ 高濃度PCB【安定器及び汚染物等】 ⇒ 2023年3月31日
- ・ 低濃度PCB ⇒ 2027年3月31日

あと、1000日！
(2019.7.5時点)

現在使用中のものも廃棄して期限までに処分を委託する必要があります。
処分期限を越えると命令・罰則の対象となりますので、計画的に廃棄・処分してください。

変圧器



コンデンサー



安定器



PCB含有の確認方法等は環境省ホームページ (<http://pcb-soukisyori.env.go.jp>) をご覧ください。